

サービスのご案内

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：24時間365日

 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：・電話介護相談：9:00～17:00
・各種サービス優待紹介：9:00～17:00

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：・法律相談：10:00～18:00
・税務相談：14:00～16:00

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（各サービス共通）

・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。 ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。 ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。 ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。 ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。 *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

このパンフレットは、団体総合生活保険の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続、その他不明な点がありましたら、取扱代理店または保険会社にお問い合わせください。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は原則として学校法人南山学園が有します。取扱代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。また、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

■ お問い合わせ先・事故受付先

●取扱代理店 株式会社 エヌ・イー・エス(Nanzan Educational Service)
〒466-0834 名古屋市昭和区広路町字隼人30番地
Tel.052-835-0176(受付時間 月～金(平日)9:00～17:00)

●引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当部 愛知公務金融部
〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル
Tel.052-201-2046(受付時間 月～金(平日)9:00～17:00)

新入生保護者の皆様へ

南山学園学校総合保障制度のご案内2020

（団体総合生活保険）

「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」も対象となる天災危険担保特約付

団体割引

10%
適用



お申込締切日

令和2年3月31日(火)

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、同封の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

南山大学附属小学校の学校総合保障制度は、ご卒業までを安心してお過ごしいただけるように広範囲にわたって学校生活をガードします。

この学校総合保障制度は、学校法人南山学園を契約者とし、南山大学附属小学校の児童を被保険者とする「団体総合生活保険」の団体契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として学校法人南山学園が有します。
「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、南山大学附属小学校に在籍する児童(入学手続きを終えた方を含みます。)*1加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

1. 学校生活に安心の補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレット別紙「補償の概要等」をご覧ください。

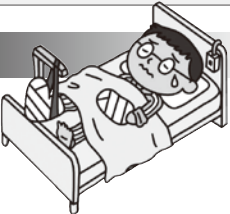
1 児童本人のケガの補償(天災危険担保特約付帯・国内外補償)

児童自身が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)で
①亡くなられたとき②後遺障害が生じたとき
③入院されたとき④通院されたとき⑤手術されたとき

に所定の保険金をお支払いします。また、「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」も対象となります。

入院は、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります(手術は、事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります)。通院は、事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日を限度とします。
※③～⑤につきましては、AタイプもしくはBタイプにご加入頂いた場合に補償対象となります。

入院も通院も
1日目から補償



2 個人賠償責任(国内外補償)

児童自身はもちろん、ご家族が国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



自転車を運転中、誤って
他人と衝突、ケガをさせた。

3 扶養者に万一のことがあった場合の補償(天災危険担保特約付帯・国内外補償)

① 育英費用

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合、保険金額全額を一度にお支払いします。なお、扶養者が「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が原因で死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合も対象となります。

② 学資費用保険金

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡または重度後遺障害が生じた場合、児童が大学卒業予定年次までに負担する学資費用(授業料・施設費等の毎年の学校納付金)をお支払対象期間中の支払年度毎に学資費用保険金額を限度として実費をお支払いします。なお、扶養者が「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が原因で死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合も対象となります。



例:新1年生の児童の扶養者が事故で死亡した場合
60万円(支払年度ごとの限度額)×16年=最大960万円

③ 進学費用保険金

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡または重度後遺障害が生じた場合、児童が大学卒業予定年次までに進学する学校の入学金などの進学費用(入学金・納付が義務付けられている寄付金などで学資費用以外の費用)を負担した場合にお支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度に実費をお支払いします。なお、扶養者が「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が原因で死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合も対象となります。「疾病による死亡の場合に補償」(B・Dタイプ)をお選びいただいた場合の②、③に関しては、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて保険期間中に扶養者が病気を発病しかつ亡くなられた際も補償の対象となります。

※新規ご加入時の支払責任の開始日より前に被った身体障害については保険金お支払いの対象となりません。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

2. 補償金額(保険金額)と保険料

団体割引 10%が適用されています

職種級別A

ご加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	
6年間分 (一括払)	合計保険料	74,100円	127,720円	51,170円	104,790円	
個人賠償責任		国内:1億円、国外:1億円 (記録情報限度額500万円)		国内:1億円、国外:1億円 (記録情報限度額500万円)		
ケガによる死亡・後遺障害		140万円		140万円		
ケガによる入院(*1)		日額:2,000円		—————		
ケガによる通院		日額:1,000円		—————		
扶養者の方に万のことが あった場合の補償	育英費用		100万円 (一時払)	100万円 (一時払)	100万円 (一時払)	100万円 (一時払)
	学資費用	傷害による死亡または 重度後遺障害の場合に補償	60万円 (支払年度ごとの限度額)	60万円 (支払年度ごとの限度額)	60万円 (支払年度ごとの限度額)	60万円 (支払年度ごとの限度額)
		疾病による 死亡の場合に補償	—————	60万円 (支払年度ごとの限度額)	—————	60万円 (支払年度ごとの限度額)
	進学費用	傷害による死亡または 重度後遺障害の場合に補償	100万円	100万円	100万円	100万円
		疾病による 死亡の場合に補償	—————	100万円	—————	100万円

(*1)手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

〈注意:1〉学資費用は支払年度ごとの補償金額(保険金額)となっております。学資費用のお支払い対象期間は、扶養者が扶養不能状態になった日の翌日から令和18年4月1日(大学卒業予定年次)までです。

〈注意:2〉上記保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」)のいずれかに従事される場合は、職種級別がBとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

3. 保険期間

令和2年4月1日0時から令和8年4月1日16時まで 6年間

※学業費用のお支払い対象期間は、扶養者が扶養不能状態になった日の翌日から令和18年4月1日(大学卒業予定年次)まで

4. お申し込み方法

- ①同封の加入依頼書兼払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、掛金(保険料)を添えてお近くの郵便局またはゆうちょ銀行にて払い込みをお願いします。
- ②補償開始約2ヵ月後「加入者票」をお送りいたします。
- ③なお、「加入者票」が未着の場合でも補償開始日(令和2年4月1日)以後の事故については補償されますのでご安心下さい。
- ④申込締切日／令和2年3月31日(火)までに払い込みをお願いします。
申込締切日を過ぎて、お申込みいただいた場合、補償開始日(令和2年4月1日)が変更され、お申込みいただいた日(着金日)の翌日が補償開始日となりますのでご注意ください。